

## 助成制度のご案内

### 対象となる住宅

### 旧耐震基準で 建てられた住宅

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着工したもので、  
下記のうち**いずれかに**該当するもの

- 戸建住宅
- 長屋
- 共同住宅（マンション※を除く）

※マンションについては、別の補助制度を設けている場合があります。  
詳しくは、区市町村のHPをご覧ください。お問い合わせください。

### 新耐震基準で 建てられた住宅

昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの期間に新築の工事に着工し、  
下記に該当するもの

2階建て以下で、木造在来軸組工法の住宅

※区市町村の制度による



### 助成のメニュー

- 耐震診断
- 補強設計+耐震改修工事
- 建替工事（旧耐震基準で建てられた住宅のみ）
- 解体工事（旧耐震基準で建てられた住宅のみ）
- 太陽光発電システム加算

### 令和7年度より更におトクな 地域が増えました

お住まいの地域によっては、  
高齢者の方・障害のある方等が居住する  
住宅向けの加算があります。

耐震診断・耐震改修等の助成制度の詳細は  
お住まいの区市町村の窓口にお  
問い合わせください。



「対象かな?」と思った方はこちらから  
お住まいの区市町村のホームページをご覧ください

東京都耐震ポータルサイト(助成制度)

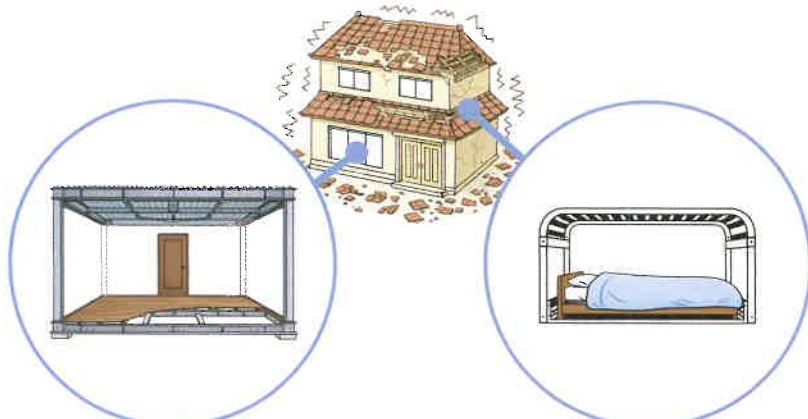
耐震 助成 東京 検索

## 耐震シェルター・防災ベッド

昭和56年(1981年)以前の耐震基準で建てられた住宅  
は、現在の基準と比べて耐震性能が不足しており、早急  
な対策が求められています。

大規模な耐震改修工事は建物全体を補強できる一方、  
費用や工期の負担が大きくなります。これに対し、「耐  
震シェルター」や「防災ベッド」は、住宅に大きな手を加  
えることなく、比較的低コスト・短期間で設置できます。  
住宅倒壊時に生存空間や避難の余地を確保する手段と  
して有効であり、津波や土砂災害への備えと併せ、まず  
は「強い揺れ」による建物倒壊から命を守る対策を考  
えることが重要です。

助成制度を実施している区市町村については、上の二次  
元コードからご確認ください。



「耐震シェルター」のイメージ

「防災ベッド」のイメージ